

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年3月31日

【会社名】 立川ブラインド工業株式会社

【英訳名】 TACHIKAWA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 立川 光威

【本店の所在の場所】 東京都港区三田三丁目1番12号

【電話番号】 03-5484-6142

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 小野 寿也

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田三丁目1番12号

【電話番号】 03-5484-6142

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 小野 寿也

【縦覧に供する場所】 立川ブラインド工業株式会社 関東支店
(埼玉県さいたま市北区本郷町787番地)

立川ブラインド工業株式会社 千葉支店
(千葉県千葉市中央区松波二丁目8番1号)

立川ブラインド工業株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市中区日本大通15番地)

立川ブラインド工業株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市西区児玉三丁目4番4号)

立川ブラインド工業株式会社 大阪支店
(大阪府大阪市北区中津二丁目3番5号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2021年3月30日開催の第75期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年3月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1 期末配当に関する事項

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 19円 総額 369,688,225円

効力発生日

2021年3月31日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目およびその金額 別途積立金 1,550,000,000円

減少する剰余金の項目およびその金額 繰越利益剰余金 1,550,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるため、現行定款第29条（員数および選任方法）について所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、立川光威、池崎久也、小野寿也、金箱 聡、神上園圭介、立川孟視および宮本 實の7名を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として、栗原 斉氏を選任するものであります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役を退任される竹中伸也および栗原 斉の両氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める内規に従い、その範囲内で退職慰労金を贈呈し、その具体的な金額、贈呈時期および方法等は、取締役会に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	156,820	3,819	0	(注) 1	可決 97.60
第2号議案 定款一部変更の件	160,423	216		(注) 2	可決 99.85
第3号議案 取締役7名選任の件				(注) 3	
立川 光威	130,089	30,550	0		可決 80.97
池崎 久也	155,017	5,622	0		可決 96.48
小野 寿也	155,017	5,622	0		可決 96.48
金箱 聡	155,017	5,622	0		可決 96.48
神上園 圭介	155,017	5,622	0		可決 96.48
立川 孟視	156,134	4,505	0		可決 97.18
宮本 實	154,938	5,701	0		可決 96.43
第4号議案 補欠監査役1名選任 の件				(注) 3	
栗原 斉	159,928	711	0		可決 99.54
第5号議案 退任取締役に対し退 職慰労金贈呈の件	139,161	21,478	0	(注) 1	可決 86.61

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。